

平成 29 年度
「資源ごみ」の持ち去りに関する調査

報告書

平成 30 年 3 月
環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

目 次

はじめに ～本調査について～	1
1. 「資源ごみ」が集積場所から持ち去られる事案の認知	2
2. 持ち去られる「資源ごみ」の種類	4
3. 持ち去りへの対応	4
4. 持ち去りを規制する条例等制定の有無	5
5. 条例等に規定された行政機関による措置の内容	8
6. 罰則規定の有無	8
7. 条例等に基づく措置・罰則規定の適用事例の有無	9
8. 措置・罰則規定の適用事例	9
9. 条例等の施行による課題の有無	10
10. 条例等の施行による課題の内容	10

はじめに

～本調査について～

(1) 調査目的

現在、市区町村が分別収集する空き缶、空き瓶、古紙等の再生利用が可能ないわゆる「資源ごみ」が集積所等から持ち去られる事案が発生しており、住民の分別意識の低下を招くなど、市区町村のリサイクル行政に支障を来すおそれがある。

本調査は、不適正処理防止等による生活環境保全及び公衆衛生の向上、一般廃棄物のリサイクルの促進等の観点から、各市区町村におけるこれらの事象に対する対応事例等の把握を目的として実施したものである。

(2) 調査対象

全国 1741 市区町村

(3) 調査方法

各都道府県において、同都道府県下の全ての市区町村の状況についてアンケート調査を実施し、その結果を取りまとめた。

(4) 回答状況

回答市区町村数：1741（回答率 100%）

1. 「資源ごみ」が集積場所から持ち去られる事案の認知

「資源ごみ」が集積場所から持ち去られる事案の認知については「認知している」が808市区町村、「認知していない」が933市区町村であった。また、事案を認知している市区町村の割合を都道府県単位でみると次ページ表1で示すとおりであり、都道府県によって認知状況に差が見られる。

図1 「資源ごみ」の持ち去り事案の認知

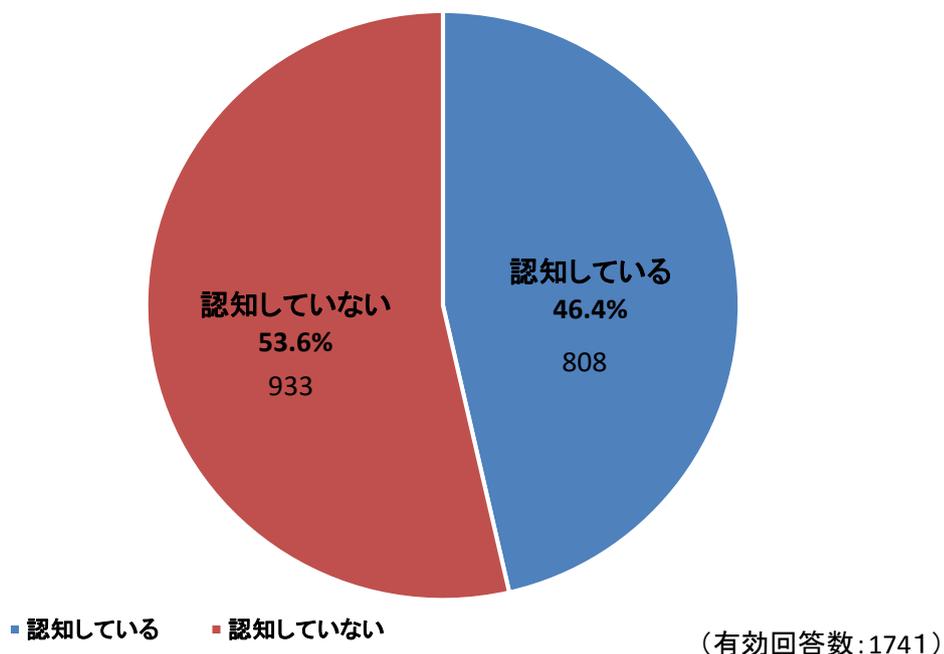


表 1 都道府県別認知状況（降順）

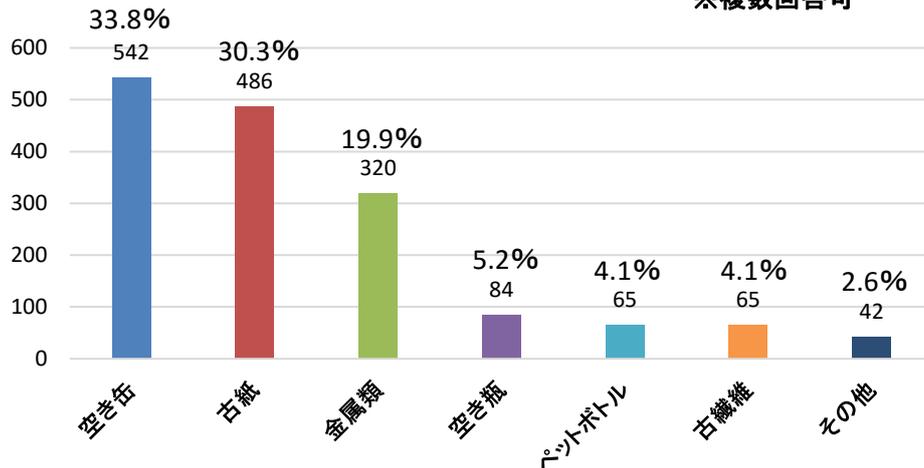
都道府県名	事案を認知している市区町村数	回答市区町村数	割合
大阪府	40	43	93.0%
栃木県	22	25	88.0%
埼玉県	55	63	87.3%
茨城県	35	44	79.5%
東京都	49	62	79.0%
広島県	18	23	78.3%
愛知県	42	54	77.8%
岐阜県	31	42	73.8%
滋賀県	14	19	73.7%
新潟県	21	30	70.0%
沖縄県	26	41	63.4%
静岡県	21	35	60.0%
香川県	10	17	58.8%
兵庫県	24	41	58.5%
京都府	15	26	57.7%
愛媛県	11	20	55.0%
神奈川県	18	33	54.5%
徳島県	13	24	54.2%
富山県	8	15	53.3%
宮城県	18	35	51.4%
福岡県	28	60	46.7%
千葉県	25	54	46.3%
三重県	13	29	44.8%
和歌山県	13	30	43.3%
山口県	8	19	42.1%
奈良県	16	39	41.0%
秋田県	10	25	40.0%
佐賀県	8	20	40.0%
大分県	7	18	38.9%
宮崎県	10	26	38.5%
長崎県	8	21	38.1%
岡山県	10	27	37.0%
熊本県	15	45	33.3%
石川県	6	19	31.6%
鳥取県	6	19	31.6%
鹿児島県	13	43	30.2%
福井県	5	17	29.4%
高知県	10	34	29.4%
群馬県	10	35	28.6%
福島県	16	59	27.1%
山梨県	7	27	25.9%
北海道	41	179	22.9%
青森県	9	40	22.5%
岩手県	7	33	21.2%
山形県	6	35	17.1%
島根県	3	19	15.8%
長野県	7	77	9.1%

2. 持ち去られる「資源ごみ」の種類

持ち去られる「資源ごみ」の種類としては「空き缶」が最も多く、次いで「古紙」であった。また、「空き缶」、「古紙」及び自転車や小型家電等の「金属類」で全体の80%以上を占めている。

図2 持ち去られる「資源ごみ」の種類

※複数回答可

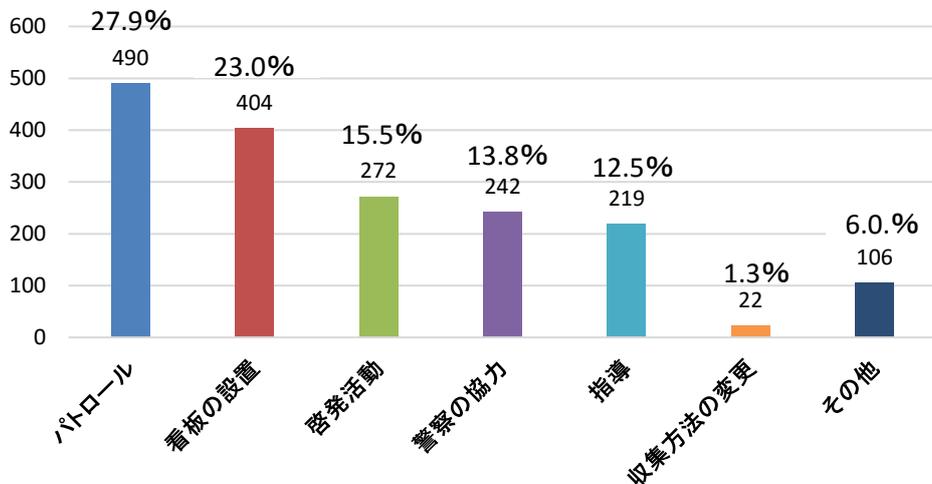


(注)「資源ごみ」の持ち去り事案を認知している市区町村の回答総数を100%とした。

3. 持ち去りへの対応

持ち去りへの対応については、「パトロールの実施」や「看板の設置」の件数が多い。その他「啓発活動の実施」や「警察の協力」等の対応がなされている。

図3 持ち去りへの対応 ※複数回答可



(注)「資源ごみ」の持ち去り事案を認知している市区町村の回答総数を100%とした。

4. 持ち去りを規制する条例等制定の有無

「資源ごみ」の持ち去りを規制する条例等の制定の有無については、395 市区町村が「有」と回答し、1346 市区町村が「無」と回答している。また、条例等を制定している市区町村の割合を都道府県単位で見ると次ページ表 2 で示すとおりであり、都道府県によって制定状況に差が見られる。

図4 条例等制定の有無

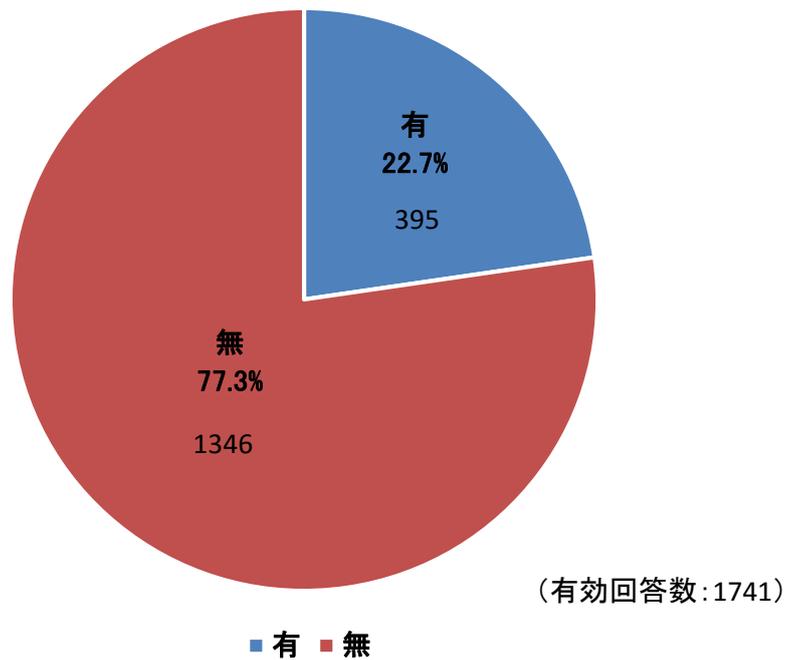
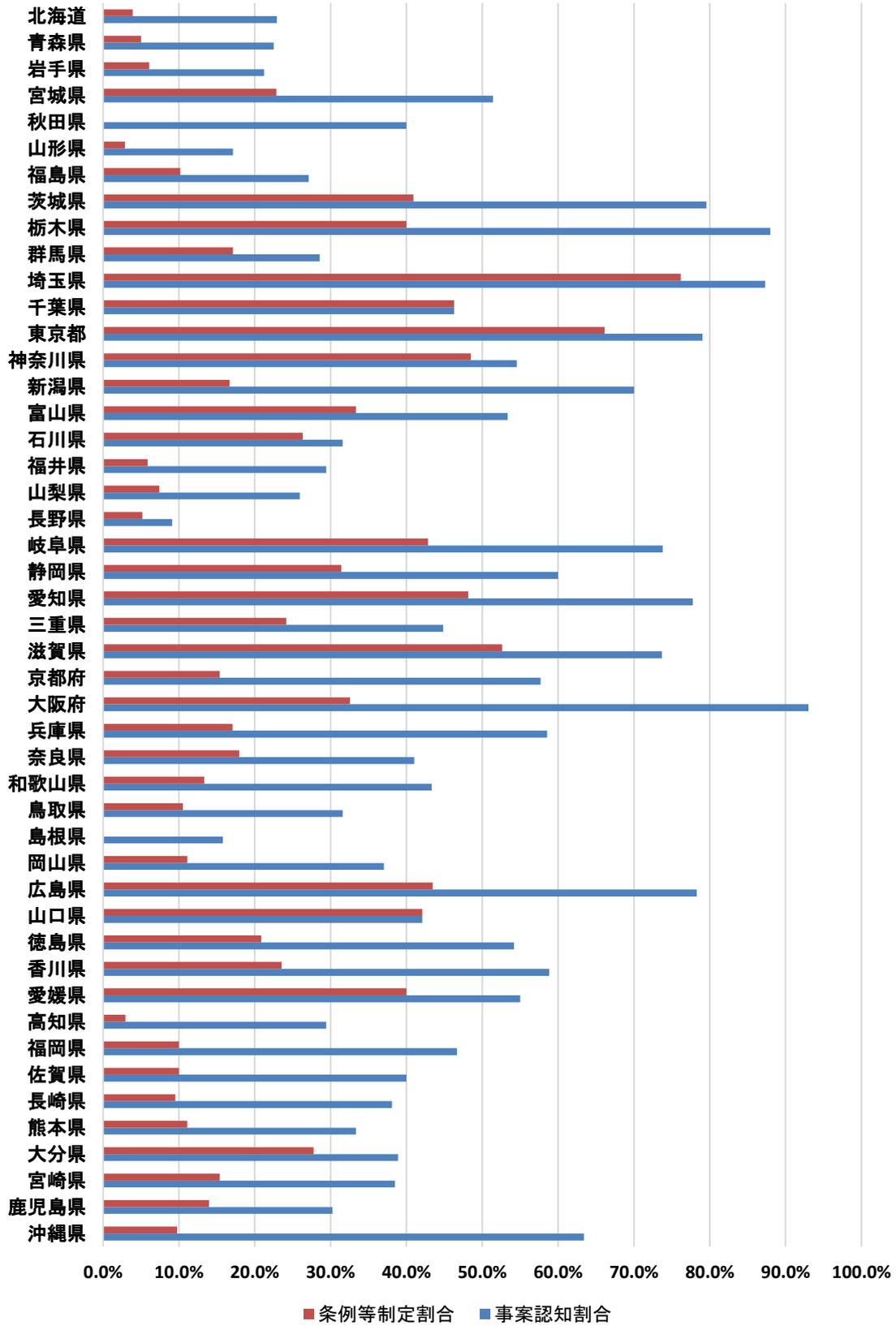


表2 都道府県別条例等制定状況（降順）

都道府県名	条例制定あり	市区町村数	割合
埼玉県	48	63	76.2%
東京都	41	62	66.1%
滋賀県	10	19	52.6%
神奈川県	16	33	48.5%
愛知県	26	54	48.1%
千葉県	25	54	46.3%
広島県	10	23	43.5%
岐阜県	18	42	42.9%
山口県	8	19	42.1%
茨城県	18	44	40.9%
栃木県	10	25	40.0%
愛媛県	8	20	40.0%
富山県	5	15	33.3%
大阪府	14	43	32.6%
静岡県	11	35	31.4%
大分県	5	18	27.8%
石川県	5	19	26.3%
三重県	7	29	24.1%
香川県	4	17	23.5%
宮城県	8	35	22.9%
徳島県	5	24	20.8%
奈良県	7	39	17.9%
群馬県	6	35	17.1%
兵庫県	7	41	17.1%
新潟県	5	30	16.7%
京都府	4	26	15.4%
宮崎県	4	26	15.4%
鹿児島県	6	43	14.0%
和歌山県	4	30	13.3%
岡山県	3	27	11.1%
熊本県	5	45	11.1%
鳥取県	2	19	10.5%
福島県	6	59	10.2%
福岡県	6	60	10.0%
佐賀県	2	20	10.0%
沖縄県	4	41	9.8%
長崎県	2	21	9.5%
山梨県	2	27	7.4%
岩手県	2	33	6.1%
福井県	1	17	5.9%
長野県	4	77	5.2%
青森県	2	40	5.0%
北海道	7	179	3.9%
高知県	1	34	2.9%
山形県	1	35	2.9%
秋田県	0	25	0.0%
島根県	0	19	0.0%

(参考) 事案の認知と条例等の制定について

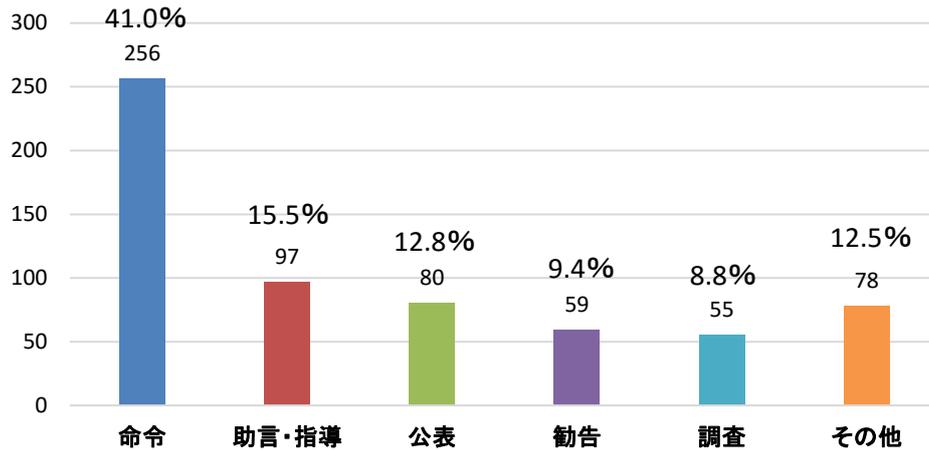


5. 条例等に規定された行政機関による措置の内容

持ち去りを行った者への措置の内容としては「命令」が最も多くなっている。次いで「助言・指導」や「公表」が多い結果となった。

図5 条例等に規定された措置内容

※複数回答可

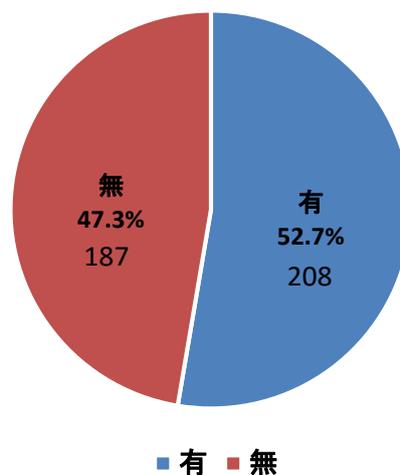


(注) 条例等を制定している市区町村 (395) の回答総数を 100%とした。

6. 罰則規定の有無

条例等に罰則規定を設けているのは 208 市区町村 (条例等を制定している 395 市区町村のうち約 52.7%) であった。

図6 罰則規定の有無

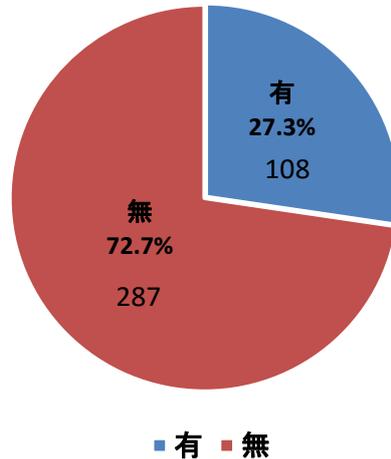


(有効回答数:395)

7. 条例等に基づく措置・罰則規定の適用事例の有無

条例等を制定している395市区町村のうち規定された措置（5.の措置）や罰則を実際に適用した事例があるのは108市区町村であった。

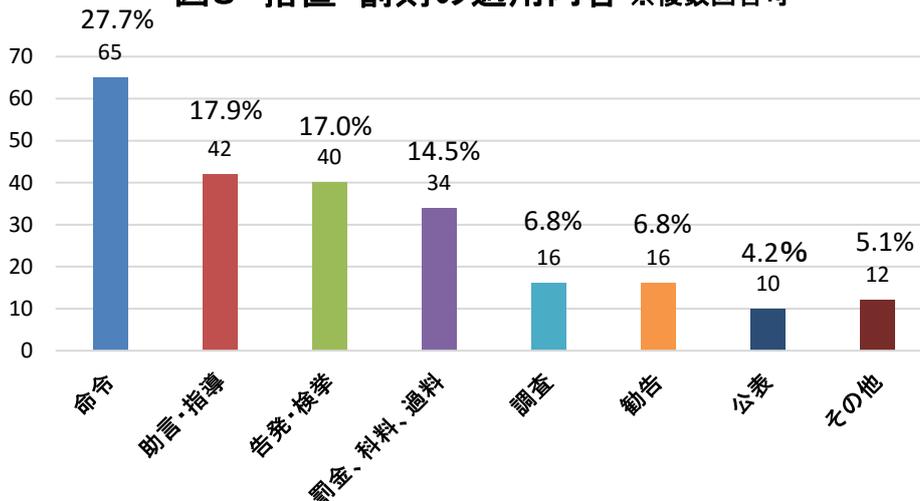
図7 措置・罰則規定の適用事例の有無



8. 措置・罰則規定の適用事例

実際に措置（5.の措置）・罰則規定を適用した市区町村におけるその内容で最も多かったのは「命令」であり、次いで「助言・指導」であった。「命令」は図5で示した条例等に規定された措置の内容と同様に、適用事例でも最も多い結果となっている。

図8 措置・罰則の適用内容 ※複数回答可

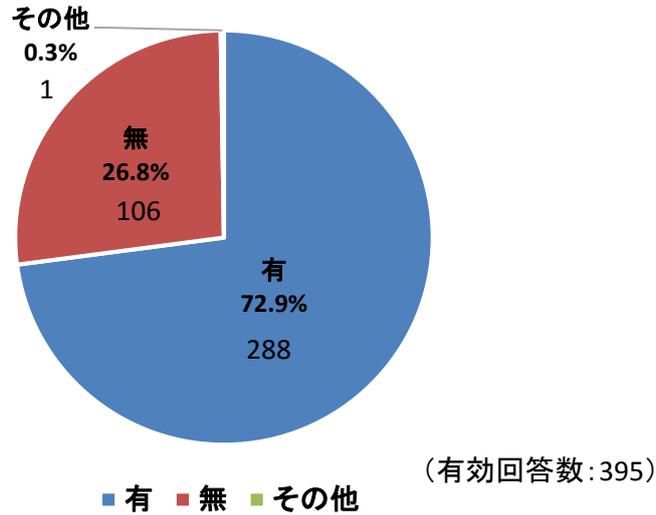


(注) 条例等を制定している市区町村（395）の回答総数を100%とした。

9. 条例等の施行による課題の有無

条例等の施行による課題として、条例等を制定している 395 市区町村のうち 288 市区町村が導入後も何らかの課題を抱えていることを示している。

図9 条例等の施行による課題の有無

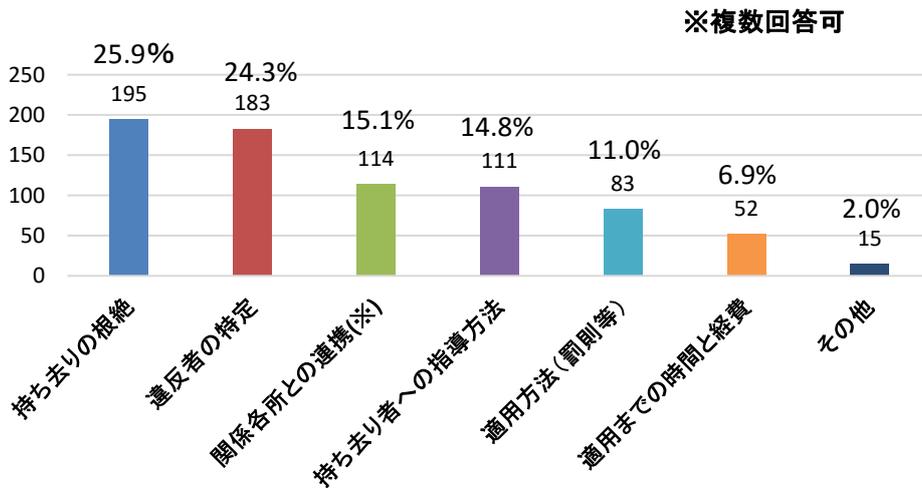


※「その他」は「制定して時間が経っていないため不明」との回答内容

10. 条例等の施行による課題の内容

条例等の施行による課題の内容として最も多かったのは「持ち去りの根絶」であり、次いで「違反者の特定」であった。

図10 条例等施行における課題の内容



※「関係各所との連携」は住民・警察・近隣自治体との連携

(注) 条例等を制定している市区町村 (395) の回答総数を 100%とした。